

公 示

特定地域における適正と考えられる車両数について

近運自二公示第 3 1 号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号）における特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成 2 7 年 1 1 月 1 1 日

近畿運輸局長 天谷 直昭

記

別添のとおりとする。

(別添)

特定地域における適正車両数

1. 法人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域指定 日現在の車両 数 *1	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両 数(上限)との乖離率 (%)	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両 数(下限)との乖離率 (%)
		上限	下限			
奈良県	奈良市域交通圏	330	293	366	9.8	19.9
兵庫県	神戸市域交通圏	4,494	3,994	5,285	15.0	24.4
大阪府	大阪市域交通圏	11,887	10,567	13,509	12.0	21.8

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーを除く。)の数である。

2. 個人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域指定 日現在の車両 数 *1	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両 数(上限)との乖離率 (%)	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両 数(下限)との乖離率 (%)
		上限	下限			
奈良県	奈良市域交通圏	13	12	14	7.1	14.3
兵庫県	神戸市域交通圏	1,000	888	1,175	14.9	24.4
大阪府	大阪市域交通圏	2,775	2,467	3,153	12.0	21.8

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーに限る。)の数である。

- *1……奈良市域交通圏の特定地域指定日は平成27年7月1日
神戸市域交通圏の特定地域指定日は平成27年9月1日
大阪市域交通圏の特定地域指定日は平成27年11月1日

1. 算定方法

①法人タクシー

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

②個人タクシー

個人タクシー(1人1車制個人タクシーに限る)の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシーの車両数と上記算定方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。(小数点以下切り上げ)

2. 適正車両数の算定基礎数値

(法人タクシー)

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成25年度 総実車キロ	平均対前 年度比率 *1	平均総走行キ ロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
奈良県	奈良市域交通圏	6,978,330	0.97	16,984,360	0.48	115,247	0.80	0.90
兵庫県	神戸市域交通圏	98,841,433	0.95	263,677,899	0.43	1,551,346	0.80	0.90
大阪府	大阪市域交通圏	290,530,711	0.96	739,595,929	0.42	3,814,261	0.80	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
兵庫県	神戸市域交通圏	96	0.19	0.28
大阪府	大阪市域交通圏	288	0.18	0.27

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1……「平均対前年度対比」は、平成20年度から平成25年度における総実車キロの対前年度比率の平均値

*2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値

*4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の乖離率